

無主の離島の国有財産としての登録等について

政府の「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」^(注1)に基づき、我が国の領海等を根拠付ける無人離島431島のうち、無主の離島273島(別添)について、国有財産としての登録等を進めてきたところ。

この度、当該離島を所管することとなった省庁^(注2)において、

- ① 国有財産台帳への登載は、平成29年3月に終了。
- ② 不動産登記は、更に詳細な所在の確認が必要な離島を除き、平成29年3月に登記の嘱託を終了。

(注1) 当該方針は、平成27年6月に、総合海洋政策本部で決定された。以下抜粋。

「管轄海域の外縁を根拠付ける離島に関し、国庫に帰属することが新たに判明した土地については、その安定的な管理に資することを目的として、速やかに国有財産としての登録等を行う。」

(注2) 273島の無主の離島の所管省庁は、林野庁(42島)、国土交通省(16島)、海上保安庁(1島)、環境省(43島)、財務省(171島)。

国有財産台帳への登載を行った離島 (273島) の概略位置図

